

## EPA ENERGY STAR® 第三者認証制度に関するFAQ

1. Q: ENERGY STAR の第三者認証要件は、いつ施行されるのか。  
A: 2011年1月1日。
2. Q: 2011年1月1日より前に適合にした製品を、引き続き適合にしておくためには、新要件の発効後に再度試験しなければならないのか。  
A: 現行の適合製品については、引き続き適合にしておくために、再度試験する必要はない。ただし、多くのENERGY STAR 製品区分に対し、基準の変更が、2011年または2012年早期に予定あるいは見込まれている。これら区分については、第三者認証を受けていない限り、基準変更の発効日以降、どの製品モデルも ENERGY STAR ラベルを表示することは認められない。EPAが基準変更を当面予定していない一部の製品区分については、製造事業者が、新規および既存の両方の製品を、EPA承認CBを通じて検証試験用に提出することを、EPAは求める。
3. Q: 認定試験所を使用しなければならないか。  
A: はい。関連する試験方法についてISO/IEC 17025の認定を受けている試験所において、ENERGY STARに対し製品を試験することが義務づけられる。EPAは、第一者試験所が、[ENERGY STARプログラムの認証機関の承認に関する条件と基準 \(Conditions and Criteria for Recognition of Certification Bodies for the ENERGY STAR Program\)](#)の付属資料Aに説明されるISO 17025準拠の明示を含む、EPA承認CBの監理または立会製造事業者試験所(SMTL/WMTL)プログラムに登録されている場合には、当該試験所で試験を実施できるという特例を設けている。
4. Q: 2011年1月1日より前に適合になった製品群に、新たにモデルを追加する場合、EPAは、新たな第三者認証要件のもと、これら追加モデルについて試験を要求するのか。  
A: 現在製品群が定義され管理されている製品基準(すなわち、コンピュータ、サーバー、家庭用冷蔵庫・冷凍庫等)については、新たなモデルが適合製品群へのモデル追加に関する基準を満たしている場合、当該モデルを試験することなく追加することができる。ただし、パートナーは、[適合製品情報届出書](#)の提出または[オンライン製品届出ツール](#)を通じて、適合製品群へのモデル追加をEPAに通知する必要がある。
5. Q: 新たな第三者認証要件のもと、ENERGY STAR パートナーは、どのように製品を適合にするのか。  
A: ENERGY STAR パートナーは、これまで、希望の試験所で自社製品を試験し、適合に基づく審査を目的として、直接EPAに製品データを提出することができた。今回の新たな要件のもとでは、パートナーは、EPAに承認された希望の認証機関(CB)によって、自社製品を認証してもらうことが義務づけられる。製品の認証後、CBは、当該製品が ENERGY STAR 要件を満たしていることをパートナーに通知し、ENERGY STAR ウェブサイト掲載のため適合製品のデータをEPAに提出する。新規手続の詳細を説明する工程表(フロー図)を参照すること。
6. Q: AB、試験所、あるいはCBに対するEPA承認は、どのような効力があるのか。  
A: 承認を得るために各団体が満たさなければならない要件は、[www.energystar.gov/testingandverification](http://www.energystar.gov/testingandverification)から入手可能である。
7. Q: EPA承認認定機関(AB)、試験所、またはCBの一覧は、どこで見ることができるか。  
A: [EPA承認認定機関\(AB\)](#)の一覧。  
[EPA承認認証機関\(CB\)](#)の一覧。  
[EPA承認試験所](#)の一覧。  
EPAは引き続き承認申請を処理し、継続的にこれら一覧を更新する予定である。
8. Q: いつから自社製品を ENERGY STAR 適合として販売開始してよいのか。  
A: パートナーは、製品が ENERGY STAR 基準を満たしているという書面による通知をCBから受け取り次第、当該製品の ENERGY STAR 適合としての販売を開始することができる。唯一の例外は、これから参加するパートナーが最初に適合にする製品である。この場合、EPAは、パートナー申請の処理を完了し、新規の ENERGY STAR パートナーに対して、製品を ENERGY STAR 適合とし

て販売するためのラベルと ENERGY STAR ロゴガイドライン (ENERGY STAR Identity Guidelines) を提供する必要がある。

**9. Q: EPA は、ENERGY STAR に関する製品の国際的な承認を継続するのか。**

A : EPA は、現行の国際的な相互承認を支援する。ただし、米国に入ってくるすべての製品は、2011 年 1 月 1 日に発効する EPA の第三者認証要件を満たさなければならない。

**10. Q: 要するに、自社製品を EPA 承認試験所で試験し、その結果を CB に送ればよいのか。**

A : いいえ。製造事業者は、製品機種や CB のプログラムの特性に基づき、どの試験所が試験の実施に適しているのかを、EPA 承認 CB に確認しなければならない。

**11. Q: 自社製品のうち、どのくらいの数の製品が継続的な検証試験の対象になるのか。また、検証試験はどのくらいの頻度で実施されるのか。**

A : CB は、毎年、自分が認証した製品の少なくとも 10%を、検証試験用に選択する責任を負う。これら製品の少なくとも半数は、無作為に選出される。このように、任意の年に検証試験の対象となる個別パートナーの製品数は、様々である。また CB は、製品選択の時期を決める権限を有しており、そのため検証試験は、CB や製品区分によって、四半期毎、半年毎、または年一回の計画で実施される可能性がある。

**12. Q: 自社製品がブランド名を除いて他社製品と同一であり(例: 製品 X は、OEM 製品である製品 Y の自社ブランド版)、製品 Y については適合、検証、あるいは申し立てによる試験や設計変更が行われる場合、製品 Y の試験結果に基づき、製品 X の適合、再認証、あるいは認証の取り消しを行うことは可能か。**

A : はい。両方の事業者が、認証を取得するために当該製品を同一の CB を通じて届出し、その CB が、両方の製品を同一として認めることに同意する場合、この CB の同意のもと、1 つの報告書によって、その報告書が示す当該製品に対する試験要件を満たすことができる。

**13. Q: 検証試験に第一者試験所を使用してよいか。**

A : 製造工程から試験対象を入手する試験が唯一の実施可能な選択肢であるという、一部の希な事例においてのみ、検証試験を第一者試験所で実施することが許可される。検証試験用に選択された機器が製造施設の製造工程から入手される場合、資格要件を満たした CB 職員が試験に立ち会うという条件のもと、検証試験を EPA に承認された第一者試験所で実施することができる。製造工程から試験対象を入手する試験方法は、極度に大型、高価、あるいは受注製造の製品に対する単なる選択肢であると、EPA は考えている。

**14. Q: 新たな第三者認証要件には、誰が出資するのか。**

A : 新たな試験と検証の手続は、パートナーの出資により行われる。パートナーは、試験所と CB に直接支払いをする。

**15. Q: 製品が認証された後でも、ラベルを貼付する前に EPA による審査が必要であるか。**

A : 必要ない。EPA は、EPA 承認 CB による認証を含めたすべての ENERGY STAR 要件を満たす製品に対する ENERGY STAR マークの使用を、パートナーに認める。

**16. Q: 検証試験において、製品の不合格とはどのようなことであるか。**

A : ENERGY STAR 製品は、ENERGY STAR 基準に説明される ENERGY STAR 要件を超える場合に、検証試験において不合格と見なされる。DOE の最低効率要件に関する質問については、DOE に問い合わせること。

**17. Q: CB は、試験報告書の審査に、どのくらいの期間を要するのか。**

A : 審査期間は製品区分や CB によって異なると、EPA は考えている。パートナーの製品導入周期への潜在的な影響を EPA が予測できるようにするために、CB には、EPA 承認申請要件の一部として、審査過程の詳細な説明を EPA に提供することが義務づけられている。EPA は、製品開発周期や市場投入時期に関するパートナーの懸念に適切に対応する期間内に、確実に認証が行われるように、CB と協力して取り組んでいる。

**18. Q: パートナーは、製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たす場合でも、製品の更新情報を提供する必要があるか。**

A : 2011 年 1 月 1 日以降、パートナーは、認証された自社製品のエネルギー性能に影響する変更につい

ては、当該製品が引き続き ENERGY STAR 要件を満たすとしても、CB に通知しなければならない。CB は、追加試験データが必要かどうかを判断する。

**19. Q: EPA は、承認の審査過程において、担当者を派遣し試験所を評価するのか。**

A : EPA は、現地査察を実施しない予定である。その代わり、貴団体が認定の取得を求める場合には、EPA 承認 AB の職員が現場を査察する。貴団体が EPA 承認 CB の監理または立会製造事業者試験所 (SMTL/WMTL) プログラムへの登録を求める場合は、当該 CB の職員が現場を査察する。

**20. Q: 当試験所は、ENERGY STAR 適合を目的とした外部電源装置を試験している。なぜこの製品区分は、EPA の試験所承認申請書に記載されていないのか。**

A : ENERGY STAR の外部電源装置、デジタル-アナログ変換器、および（エヌスタ適合の外部電源装置を有する）最終使用製品プログラムは、2010年末に廃止される予定である。

**21. Q: EPA 承認を申請し認められた第一者認定試験所は、監理製造事業者試験所(SMTL)として、EPA 承認認証機関に登録しなければならないのか。**

A : いいえ。EPA 承認認定機関に認定された試験所資格の一つとして、申請に基づき EPA により正式に承認されている EPA 承認認定第一者試験所は、実施する試験を EPA 承認認証機関に監理または立会してもらう必要はない。ただし CB は、当該試験所が希望する場合において、SMTL として登録することができる。